

第74回 電力・ガス取引監視等委員会

議事録

日時：平成29年3月10日 10:00～10:15

場所：経済産業省 本館2階西8共用会議室

出席者：八田委員長、林委員、圓尾委員、箕輪委員

議題：

(1) 電力広域的運営推進機関の平成29年度予算及び事業計画に係る審査について

(2) 第73回電力・ガス取引監視等委員会の議事の報告について

○八田委員長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第74回電力・ガス取引監視等委員会の第1部を開催いたします。

本日は、2部構成です。

第1部の議題は、「議事次第」にあるとおりです。

それでは、早速議事に入ります。

議題の1つ目は「電力広域的運営推進機関の平成29年度予算及び事業計画にかかわる審査について」、資料3に基づいて、恒藤課長よりご説明をお願いいたします。

○恒藤NW事業監視課長 資料3でございます。「広域機関の平成29年度の予算及び事業計画について」でございます。

これにつきましては、広域機関で案を作成する段階から相談を受けていたものでございまして、各委員とも相談しつつ事務局ベースで意見をいうなどの調整を行ってきたものでございますが、今回、3月1日付で正式に電力広域的運営推進機関から経済産業大臣宛てに認可申請が行われまして、3月7日付で当委員会宛てに見解が求められているところでございます。

まず、その審査された内容を簡単にご説明いたしますが、その後ろ、少し飛んでいただきまして、PDFでいうと9ページから申請書が添付してございます。申請書は、表紙の後に「別紙1」と右上についているページがございまして、そこから予算の内容を記載してございます。

予算につきましては、別紙1のとおりでございまして、支出の合計は66億2,800万となっております。内訳でございまして、人件費が17億、それから固定資産関係費が約28億、そして運営費が約18億となっております。

その内容をみますと、広域機関の事業を実施していく上で必要となりますシステム関係などが比較的大きな金額となっております。検討段階で事務局から投げておりました意見についても反映されていることを確認してございます。

それから、「事業計画の内容」でございますが、その後に「別紙2」としてついでございます。

別紙2、1ページからお目通しいただければと思いますが、特に来年度から新しく注力していくという部分をかいつまんでご説明いたしますと、めくっていただきまして別紙2の2ページの3.でございますが、3.の中では(2)「容量市場の導入に向けた検討」ということで、こういったことをやっていく。それから4.の「送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整」の中では、飛んでいただきまして3ページの真ん中あたりでございますが、「調整力及び必要予備力のあり方の検討」、それから(4)の「地域間連携線の管理」というところでは、「新しく間接オークションの導入等に対応できるようなシステム変更」ということが盛り込まれてございます。

それから、予算的に結構大きいのは、飛んでいただきまして5ページの真ん中あたりに書いてございますが、(10)という項目に、「システム開発の円滑な実施」ということで、来年度4月から始まりますネガワット取引の開始、それからFIT制度の見直し、あるいは将来の連携線利用ルールの変更というところに向けて必要なシステム変更を確実に行うということも盛り込まれてございます。

かいつまんでのご説明となりましたが、こういった内容の予算と、それから事業計画が今回、正式に申請をさせていただきます。

最初のページに戻りまして、資料3の2ページ目でございますが、今回の申請につきまして、改めまして事務局で審査基準に照らして審査を行ってございます。

審査基準の中では①～⑥までの6項目がございますが、いずれの項目につきましても、審査基準に照らして適正であるということを確認してございます。

結論といたしまして、この予算と事業計画につきましては、認可することに異論はないという旨を、資料3-1の案のとおり回答したいと考えてございます。

ご審議のほどをよろしく願いいたします。

○八田委員長　ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に対して、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、ご意見がないようですので、平成29年度のO C C T Oの予算及び事業計画について、認可することに異存はない旨、回答してもよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

事務局におかれましては、必要な手続をとっていただくようお願いいたします。

次の議題に移ります。議題の2つ目、「第73回電力・ガス取引監視等委員会の議事の報告について」、資料4に基づいて、恒藤課長よりご説明をお願いいたします。

○恒藤NW事業監視課長 資料4でございます。これは、2月28日に書面開催を行った内容の議事の報告でございます。

本件は、一般送配電事業者から申請されました託送供給等約款の認可に関することでございます。資料4の1.の「経緯」をごらんください。

本件につきましては、まず経緯をご説明いたしますと、昨年10月31日付で一般送配電事業者10社から、ことし4月から始まりますネガワット部分の改正電気事業法の施行に向けて、ネガワット事業者が電力調整供給を受ける際の条件等を定めた託送供給等約款の改正の申請というものがございまして、これにつきましては、既に本委員会が2月8日付で認可することに異存がない旨の回答を行っていたところでございます。

その後、2月17日に、FIT法の改正に伴います「一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則」という省令が改正されまして、これを踏まえて経産大臣から、その10社に対しまして、申請中の約款について、この省令を踏まえて、その改正を適切に反映する補正を行うようにという指示がなされたわけでございます。これを受けまして、10社から28日付で改めて補正をした約款の申請がございまして、大臣から当委員会に意見聴取が行われたというものでございます。

その内容は、次のページに要約を記載してございますが、この4月から施行されます改正FIT法におきましては、FIT電気の買取義務者が、小売電気事業者から送配電事業者に変更される。これに合わせてインバランス特例制度も変更されるということで、これに伴う改正を約款に織り込むという内容となっております。

本件につきましては、4月の施行に向けまして、できるだけ早く約款を公表することが望ましいということから、委員長とも相談をいたしまして、書面開催での審議とさせていただいたものでございます。

審査の結果につきましては、今回補正されました約款については、審議会等で議論されましたFIT制度を適切に反映されている。また、改正法附則に記載されました各項目いづれにも適合していると認められるということで、資料4-1によりまして、本委員会として認可を行うことに異論がないという結論を書面審議でいただきまして、早速その旨、回答を3月1日付で既に行ったものでございます。

以上、2月28日に開催いたしました書面開催の議事の報告でございます。

○八田委員長 どうもありがとうございました。

何か、これについてご発言ありますか。

(「なし」の声あり)

これは、報告事項ですので、これで終了したいと思います。

本日、第1部で予定していた議事は以上です。

事務局より連絡事項があったらお願いいたします。

○東総務課長補佐 第2部(非公開)につきましては、準備が整い次第開催をさせていただきますと思います。よろしくをお願いいたします。

○八田委員長 それでは、これをもって第1部を終了いたします。

どうもありがとうございました。

—了—